

こ ん な こ と 許 せ な い ぞ

伊豆高原郵便局パワハラ暴力傷害事件に対する損害賠償請求裁判

山田さんを支援する会 通信 2009年4月25日 No. 4

次回裁判のお知らせ 2つの裁判があります

パワハラ暴力傷害事件損害賠償請求裁判(第4回)

5月20日(水) 午後1時30分から 静岡地方裁判所沼津支部

人事院・公務災害不服申し立て棄却の取り消しを求める行政裁判(第2回)

6月12日(金) 午後1時15分から 静岡地方裁判所

5月20日【沼津支部】、6月12日【静岡地裁】です。裁判所にご注意
多くの方の傍聴支援をお願いします

東京学習交流・決起集会の会場の変更について

通信No.3でお知らせした会場は都合で確保できませんでした

【日本教育会館・707】に会場を変更します お間違いなく

5月17日(日) 午後1時から 日時は変更ありません

東京駅から 東京メトロ丸の内線大手町で乗り換え、半蔵門線神保町下車 徒歩3分

会場への道案内専用電話 03-3230-2833

お詫び No.3でお知らせしたメールアドレスに間違いがありました

正しくは yusanrotokai2008@roren.net です 迷惑をおかけしました

日本郵政本社前宣伝行動にご協力を

5月18日午前10時から、日本郵政本社前で山田裁判を知らせる宣伝行動を行います。宣伝カーでの宣伝とビラ宣伝を行います。郵産労・郵政ユニオンの東京と関東の組合員さん、支援する会のみなさんのご協力をお願いします。なお、当日は、郵便局の深夜勤裁判の判決日です。

静岡地方裁判所・公務災害不服申し立て棄却取り消しを求める

行政裁判（災害補償金等請求事件）が始りました 4月10日

山田さんが2006年5月22日、外傷性脾臓損傷及び腹腔内出血の傷害について、同年10月13日、PTSDについて、郵政公社に公務災害認定の申請を行いました。郵政公社は傷害について公務外の認定、PTSDについては何らの認定を行いませんでした。山田さんは、上記認定について、2006年2月6日、人事院に対して、不服申し立て並びに心的傷害について認定を行うように不服申し立てを行いました。しかし人事院は2008年9月9日、山田さんの申し立てを棄却、心的傷害について何も判断しませんでした。山田さんと弁護団は人事院の棄却の取り消しを求める行政裁判を国（法務大臣）を相手に2009年1月30日、静岡地裁に提訴した裁判が始りました。

山田さんの訴えに対して被告の国側が裁判所に提出した答弁書を紹介します。

【国の答弁書】

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第2項に係る訴えを棄却する
- 2 原告のその余の請求を棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする との判決を求める。

第2 被告の主張（本案前の答弁の理由等）

1 はじめに

本件は、原告が、平成13年4月伊豆高原郵便局に配属後、職場内の「いじめ」により「不安障害」「抑うつ状態」を発症・憎悪し、平成18年4月20日の同僚職員による暴行事件により「外傷性脾臓損傷、腹腔内出血」の傷害を負い、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」発症したことについて、国を被告として、国家公務員災害補償法（以下、国公災法という）10条及び12条に基づき、療養補償金並びにこれらに対する遅延損害金（以下、本件給付請求部分という）のほか、公務災害に伴う権利を有する者であることの確認（以下、本件確認請求部分という）を求める事案である。

しかしながら、原告の本件各請求は、いずれも国公災法に基づく法律関係を前提とするものであるところ、以下に述べるとおり、本件の訴えのうち、本件確認請求部分については確認の利益を欠く不適当なものであり、本件給付請求部分については、国との間においては請求自体失当というべきである。 以下記述する。

2 日本郵政公社の権利義務の承継について

平成19年10月1日に日本郵政公社（以下、公社という）が解散したこと（郵政民営化法5条1項）に伴い、公社の業務その他の機能並びに権利義務（以下、業務等という）のうち、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営管理に係るもの等は、日本郵政株式会社に承継された（郵政民営化法6条3項）。

そして、公社の業務等の承継は、日本郵政株式会社が内閣府令・総務省令で定めるところにより作成すべきことを指示され、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた実施計画において定めるところに従って実施されたものであるところ（郵政民営化法163条1項及び3項、166条1項、日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令）、郵政次行序ないし日本郵政公社の災害補償に関する業務等は日本郵政株式会社に承継され（日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画I2③）、郵政民営化前に発生した災害に係る補償の実施機関は日本郵政株式会社とされているところである（国公災法附則22項による同法3条1項の読替え）。

3 本件請求部分について

上記2のとおり、公社の災害補償に関する業務は、郵政民営化に伴い、日本郵政株式会社に承継されたものであるから、原告が公務災害に伴う権利を有する者であるか否かという点については、日本郵政株式会社との間において確認されるべきであって、国との間においてこの点を確認したとしても、紛争解決の必要性ないし実効性があるとは言い難い。したがって、本件確認請求部分は、確認の利益を欠く不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

4 本件給付請求部分について

上記2のとおり、公社の災害補償に関する業務等は、郵政民営化に伴い、日本郵政株式会社に承継され、郵政民営化前に発生した災害に係る補償の実施機関は、日本郵政株式会社とされているところである（国公災法附則22項による同法3条1項の読替え）。そうすると、現時点において、国は、当該業務に係る療養補償金等原告が本件訴訟においてその給付を求めている金員に関する給付義務を負っていないことは明らかである。

したがって、本件給付請求部分は、明らかに請求自体失当というべきである。

第3 結語

以上の次第で、本件の訴えのうち請求の趣旨第2項に係る訴え（本件確認請求部分）は不適法であるから却下されるべきであり、原告のその余の請求（本件給付請求部分）は、理由のないことが明らかであるから棄却されるべきである。

地元マスコミも注目し始めました 読売・毎日・静岡各新聞社

4月10日の裁判には、読売新聞・毎日新聞・静岡新聞の取材がありました。私たちの運動が微力ながら、社会的な広がりを作りつつあると実感しています。裁判後の報告集会にも、各社の記者が参加し、萩原弁護士の裁判の内容、行政裁判の見通しなどについて、熱心にメモを取っていました。毎日新聞と静岡新聞は3月18日、「郵便局でパワハラ事件・裁判に」などの記事を掲載しました。

萩原弁護士の報告から

裁判の傍聴支援には16名が参加しました。ありがとうございます。裁判後の報告集会で、弁護団の萩原繁之弁護士から法廷のやり取りについて説明がありました。

①公務災害を認定させる裁判であること ②国家公務員の場合は特別なものがあること ③訴訟を起こす上で誰を被告にするか、他の弁護士の方にも相談し、国を相手とすることにした ④被告側は国を相手にしても意味がない、確認の利益はないと主張したこと ⑤被告側にきょう釈明＝被告（訴える相手）が間違いなのか説明を求めた（攻撃・防御をはっきりさせること） ⑥被告側は門前払い（訴え自体の却下）を求めている ⑦公社時代に起きた事件であり、被告側に法律的に間違いがある ⑧入り口で反論していく、自信を持っている等、報告しました。

報告集会後、両親、弁護団と支援する会で今後の裁判の進め方、運動について話し合いが行われました

支援する会からのお願いとお知らせ

- 1 静岡地裁と静岡地裁沼津支部の裁判官に公正、公平な判決を求める2つの団体署名に取り組んでいます。組合の支部、分会や友誼団体、あなたの知り合いの組織、サークルなどに協力をお願いし、支援の輪を広げてください。
- 2 裁判の内容を知らせる宣伝ビラを作りました。あなたの周りで少しでも配布にご協力いただける会員の方はご連絡下さい。
- 3 会のニュースなどをEメールで送信したいと思っています。ご協力いただける会員の方は、1ページ目のメールアドレスにお知らせ下さい。
- 4 山田さんは定期的に、会の「通信」の発送、会員名簿の作成、パソコンの入力など郵産労東海の事務室などで、やれる範囲で事務の応援をしてもらっています。
- 5 5月1日、愛知県中央メーデー会場で、山田さんのビラを配布する予定です。